

徵集猶予のこと

荒木
肇

学校教育や公教育への批判、無責任な提言と似たものを感じました。それらは制度を知らない、あるいは制度への無関心からくる誤解や偏見が生んだものです。

■ 徴集とは役種の決定をいう

教育史を学び始めた頃 教育から言わされました。「制度を笑う者は制度に泣く」という言葉です。当時は、その深い意味を理解も出来ませんでした。むしろ目の前の教育現場のことを知ること、考えることが大事ではないかなどと反発さえ覚えたものでした。現在はなくなってしまったものなど そんなことを知ったところで何になるのだとも思いました。

しかし、その後に国民教育と軍隊、とりわけ陸軍と国民教育との関わりを調べてゆくようになると「軍制を

れて います

ただし、既に1895（明治28）

には第1補充兵役は7年4月、第2

同は1年4月の服役年限の規定があ

りました。まだ、1904(明治37)

年には第1と第2の区別がなくなり

ます。昭和の兵役法ではこの2種の

区別が復活したわけです。

別な役割がある。

三回の宣傳用紙を社会の仕組みを
無視して説いてしまった。現在の

は陸軍では1年4ヶ月、海軍では1年

とされていました。この役種は現役に適する者であるのに「所要ノ現役兵員ヲ超過スル者ノ中」から選ぶとあります。第2補充兵役も12年4月です。海軍は第1補充兵役を終えた

た。それが高くなると、予備・後備役の人員を召集するだけでは兵員が不足してしまった。そこで戦争の長期化も予想されているし、戦時の損耗も考えると補充兵が必要ではないかということになりました。

數集論の一
五

兵役法第11条

其後は第4条に「御典禮奉行の職務」
と定められた。

「三者」である東洋の文化を「三才」といふ。

に籍がある者は年齢が25歳までを限

度として徵集を延期するとあります。

徴兵検査を受けるべき者といふ(二編)は、三月二十日(同上)、

のは満20歳で6年以上の禁固刑や懲役

役に処せられた者や、また陸海軍士官

願兵や同生徒などを除いた人です。

前科者は入れないといふと驚く人もいますが、国民の義務を進んで果たすといった選ばれた名譽ある立場というものが当時の軍人でした。

兵役法施行令第100条には、具体的な学校種類とその延期期間が明記されています。生まれ月が問題になりますが、1月2日から4月1日までの出生者と、4月2日から1月1日までと区別されました。兵役年度と学校年度の違いはすでにご存じだと思います。

高等学校高等科、大学予科では1月2日から4月1日生まれは22歳まで、4月2日から1月1日生まれは23歳までとなります。以下、同じです。師範学校、臨時教員養成所、青年学校教員養成所、実業学校教員養成所、専門学校、高等師範学校は23歳から24歳、大学学部在学中は24歳から25歳まで、大学医学部医学科は25歳から26歳までとなっています。

なお、これらの学校と同等とされた朝鮮総督、台湾総督、樺太厅長官、満洲国駐箚特命全權大使や各省大臣が所管した学校の在学生も同じです。これによつて、少ない数ではありますが高等教育を受けた人には検査を受けることを猶予する制度がありますが高等教育を受けた人には検査

ました。学業の継続を重視するといつた姿勢です。

■ 在学徵集延期臨時特例

1943(昭和18)年10月1日、勅令755号によつて在学徵集延期臨時特例が出されます。「戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合」は陸軍大臣、文部大臣が定めて短縮することができます。

ができるという規定にのつとった施策です。こうして多くの学徒はすぐ検査を受けて、徵集(役種の決定)を受けることになりました。続いて、

11月13日のことです。陸軍省令で「入営延期」の措置が取られます。ただし適用を受ける「科」については別に告示されました。

高等学校高等科、大学予科在学生は20歳と21歳、師範学校などは21歳と22歳、専門学校・大学学部は22歳と23歳、医学部医学科は23歳と24歳まででした。続いて出されたのが、理工系と医科系の入営延期措置でした。したがつて文科系・商業・文学、芸術、法学、経済などの学生は延期されずに、ただちに入営しました。

有名な雨中で行進する神宮外苑の学徒出陣の映像は10月21日のことでありました。学業の継続を重視すると定も陸軍省告示で残っています(1944年5月)。大学院生と研究科の特別研究生、帝國大学医学部、高

等学校高等科の理科、北海道帝大予科、医学専門学校、理科系専門学校、高等師範学校等、宮内省所管学習院所漁撈科、農商務省所管水産講習

校、医学専門学校、理科系専門学校、高等師範学校等、宮内省所管学習院所漁撈科、製造科などなどです。徵集が終わり、入営することが決まりました。修学が終わるまで入営を延期できました。

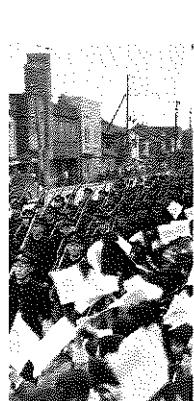
■ 一年志願兵と幹部候補生

陸軍では幹部とは判任官以上、つまり伍長以上の下士官と准士官、尉官・佐官・将官を指しました。幹部候補生といふのは予備役の下士官以上

上の候補者をいいます。甲種と乙種に分けられ、将校が前者、下士官が後者です。徴兵令では一年志願兵といわれた予備幹部養成課程は、兵役法で幹部候補生と名前を変えました。

1933(昭和8)年には入営参考に研究を重ねました。

将校訓練制度(R.O.T.C.)を



【写真】四谷の駅付近を教練服装で行進する学徒の姿

このことも戦後の学界などでは、軍縮によってボストを失う現役将校の救済という解釈が多くされてきました。陸軍内部では反対意見が多かったことが『偕行社記事』からもうかがうことができます。

学校教練は正規の授業であり、卒業時には検定を受けました。この合格者は入営すると、幹部候補生の受験資格がありました。専門学校卒は10カ月、中卒は1年間の教育を受け、終末試験の成績で優秀者は軍曹、または曹長から翌年または翌々年の3カ月の勤務演習を経て予備役少尉に任命しました。

このことも戦後の学界などでは、軍縮によってボストを失う現役将校の救済という解釈が多くされてきました。陸軍内部では反対意見が多かったことが『偕行社記事』からもうかがうことができます。

学校教練は正規の授業であり、卒業時には検定を受けました。この合格者は入営すると、幹部候補生の受験資格がありました。専門学校卒は10カ月、中卒は1年間の教育を受け、終末試験の成績で優秀者は軍曹、または曹長から翌年または翌々年の3カ月の勤務演習を経て予備役少尉に任命しました。

このことも戦後の学界などでは、軍縮によってボストを失う現役将校の救済という解釈が多くされてきました。陸軍内部では反対意見が多かったことが『偕行社記事』からもうかがうことができます。

1936（昭和11）年では、約1万4000名が志願しました。甲種は同3500名、乙種に2500名が採用されます。士官になつたのは25%であり、下士官は18%にしか過ぎず、残りの57%は兵として現役を終えたのです。

同じように、戦時中に「動員」された学徒も、高学歴だといつて誰もが幹部になれたわけでもあります。戦争映画などで扱われるような学徒は予備将校ばかりだったというのではなく、軍隊の能力重視の真実を歪めるものです。